

改 正 後	現 行
<p>第 1 ～第 10 （略）</p> <p>第 11 <u>その他</u></p> <p><u>1 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p> <p>別記様式第 1 号・別記様式第 2 号 （略）</p> <p><u>別記様式第 3 号～別記様式第 5 号</u> （略）</p>	<p>第 1 ～第 10 （略）</p> <p>第 11 <u>委任</u></p> <p>本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別記様式第 1 号・別記様式第 2 号 （略）</p> <p><u>別紙様式第 3 号～別紙様式第 5 号</u> （略）</p>

附 則

この通知は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。